

平成23年11月24日

各課等の長 殿

財 政 課 長

平成24年度予算編成に対する基本的な考え方について(依命通達)

平成24年度予算編成に対する基本的な考え方については、目下のところ国の予算、地方財政計画など未確定であるが、現段階における経済の動向、地方財政及び町財政の見通しのうえにたち、今般次のとおり「平成24年度予算編成に対する基本方針」が定められたので、その趣旨にのっとり予算見積りを行ってください。

平成24年度予算編成における基本方針

【国の経済動向・国家予算の動向】

10月の月例経済報告によると、国内の経済動向は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、引き続き持ち直しているものの、そのテンポは緩やかになっている。先行きについては、電力供給の抑制や原子力災害の影響に加え、回復力の弱まっている海外景気の下振れや為替レート・株価の変動等によって景気が下振れするリスクが存在し、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然として残っており、引き続き厳しい状況にあります。

次に国家予算の動向について、国は「財政運営戦略」(H22.6.22 閣議決定)に基づき、平成24年度から平成26年度までの中期財政フレーム(H23.8.12 閣議決定)を策定し、東日本大震災からの復旧・復興を最優先の課題と位置付け、財政の枠組みにとらわれず全力を傾注することとしています。また、同時に「財源確保ルール」などにより、新たな施策を行う際は、原則、恒久的な歳出削減や歳入確保措置により、それに見合う安定的な財源を確保するなど、財政運営の基本ルールを定め、財政健全化へ向けて具体的な取組を行い、基礎的財政収支対象経費(一般会計歳出より国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの)については、少なくとも前年度当初予算の規模を上回らないこととされています。

【本町の財政状況】

平成20年度より「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、特別会計、企業会計及び一部事務組合などを連結した負債の比率等の新たな財政指標が設けられました。平成21年度から指標を超える団体は早期健全化計画や外部監査等を義務づけられ、起債の制限を受けることとなります。本町の22年度決算に基づく財政健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質

赤字比率が黒字のため未計上、実質公債費比率12.9%、将来負担比率104.5%であり、実質公債費比率は県平均を下回っているものの、将来負担比率については県平均よりも高い数値であり、本町の財政規模に対して将来にわたる負債の割合が高い状況であります。次に経常収支比率について、平成22年度は74.3%と8.1%改善されましたが、これは人件費のうち退職手当負担金及び公債費の繰上償還の実施の影響と地方交付税の増額(対前年比9.0%増)によるところが大きく、今後も引き続き、経常経費の削減を進めていく必要があります。

また中長期的には、平成27年度をもって普通交付税及び臨時財政対策債の合併特例法の特例措置が終了し、平成28年度より5年をかけて段階的に削減されます。平成23年度実績では、合併算定替分は9億2,754万7千円と算定されました。今後この算定額の削減に対して、財政調整基金等の充当可能財源を充てた場合、平成32年度には充当財源が底をつく事態も想定されており、財政の抜本的な見直しが急務の課題となっています。

【平成24年度の財政見込み】

歳入では、現在総務省の「2012年度地方財政収支の仮試算」によると、地方税は対前年度比1.2%、臨時財政対策債が対前年度比7.8%増とする一方で、地方交付税は出口ベースにおいて対前年度比1.6%の減としています。その結果、地方税、地方譲与税、特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債を合わせた一般財源において、対前年度比0.35%減とほぼ同額と算定されます。

しかし、地方税については、景気動向を反映した町民税、税率の見直しに伴う都市計画税及び算定替えに伴う固定資産税の減により対前年比2.1%減の3千5百万円減が見込まれ、また子ども手当に代わる拡充児童手当の導入に伴い、国より地方負担の倍増が求められおり町の負担分約3千2百万円増(上記に代わる代替案として私立保育所運営費補助金の廃止に伴う負担金の負担割合の変更による町の負担分3千5百万円増)、その結果1億1千1百万円から1億1千3百万円の一般財源不足を見込んでいます。さらに、国家公務員の給与を平均7.8%削減する法案が23年度に可決した場合、24年度の地方交付税のうち地方公務員の給与に充てる分を最大6,000億円削減する方針を地方に求めることを検討されており、24年度の財政状況は極めて厳しい状況が予測されています。

歳出においては、少子高齢による扶助費の増加、公営企業及び特別事業会計への負担金や繰出金の増加も予想され、厳しい財政状況が続くと考えられます。しかしながら、町民からは多種多様な住民サービスへの要望が寄せられています。そのため、平成24年度は合併して7年目を迎えるにあたり、合併特例法の特例措置の適用終了後の財政運営も視野に入れて財政の健全化を図りながら、限られた財源の中で第1次総合計画に係る事業を的確に実施していかなければなりません。

【予算編成方針】

本町は、第2期集中改革プランの着実な執行と合併特例法の特例措置の適用終了後の財政状況を踏まえ、事務事業の見直しを行い、経常経費の削減に努め、合併後の新しいまちづくりを推進しなければならない。このことを全職員が再認識し、限られた財源で最大の効果が得られるよう、次のとおり平成24年度の予算編成を行う。

1. 年間総計予算編成

平成24年度当初予算は、年間総計予算編成とする(補正計上を予定しているものでも見込みで要求のこと)。補正予算は、特定の場合を除き災害発生、法制度改定、突発的な事由等により生じたものに限定します。

2. 計画等に基づいた予算編成

(1) 第1次市川三郷町総合計画に基づいた予算編成

地域の課題など総合計画に掲載されているものを把握し着実に遂行すること。その上で厳しい財政を踏まえつつも優先度、緊急度を十分に吟味したうえで予算に反映させること。

新規施策事業については、スクラップアンドビルドの原則に基づき、既存事業の徹底した見直しを行なったうえで計上すること。

(2) 第2期集中改革プランの着実な執行・合併特例法の特例措置の適用終了後を想定した予算編成(歳出削減へ向けての全庁体制による取り組み)

所管する事務事業については、事業の必要性、事業効果、行政と民間の適切な役割分担、合併効果など総合的な見地から抜本的な見直しを行い、不要不急な事業を積極的に廃止や事業費の削減を行うこと。

また、所管する施設の今後のあり方についての検討を行うこと。

経費削減にあたっては、全庁あげて努めているところであるので、事業に伴う経費から物品の購入、資料の印刷等事務費に至るまで、徹底的に見直しを図るものとし、プランの目標額の削減を目指すこと。

補助金等については、平成21～23年度実施の審査委員会の審査結果に基づいた予算要求を行うこと。また、新規補助金については、審査委員会に諮りその判断に基づいた予算要求を行うこと。

税、使用料及び負担金等については、適正な徴収率等を考慮した予算要求を行うこと。

(3) 公債費負担の適正化に向けた予算編成

地方債においては、各会計の残高が多額になっているため、発行の抑制を図り、繰上償還を実施し実質公債費比率の抑制に努める。また交付税措置等のある有利な起債を活用すること。

(4) 公営事業及び公営企業の経営健全化を目指した予算編成

繰出金において繰出基準以外のものについては、その必要性、緊急性、事業効果等を徹底した見直しを行うこと。

(5) その他編成

国県支出金については、一括交付金化及び国県等の予算が未確定であるため、制度の新設改正が確実なものを除き、原則として現行制度により編成すること。ただし、補助金等が廃止され交付税算入される場合を除き、廃止、圧縮に係わる一般財源振替は行なわないこと。

3. 予算編成注意事項

投資的経費、新規ソフト事業においては、事業実施計画のヒアリングから予算計上の指示を受けたものを順次見積もること。

特に町債充当事業においては、「公債費負担適正化計画等」により借入目標額を設定しているので、極力事業費を抑制し事業年度を延長するなどの措置も考慮に入れる。財源、必要度及び緊急度を考慮した上で査定します。

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は、所要額で見積もること。

ただし、状況に応じて査定することもあり得る。特に、扶助費においては、人数等の基礎数値をしっかりと把握すること。また、見直しができるものについては、事前に町長及び関係各課長と協議をしておく。

義務的経費を除く経常経費

厳しい財政状況を踏まえて、特に需用費（光熱水費及び燃料費を除く）、役務費（保険料を除く）、委託料、原材料費、備品購入費については、

一般財源ベースで昨年度の予算額の96%以下

としてもらいたい。その他についても、一般財源ベースで昨年度の予算額を下回るよう予算要求を行ってもらいたい。

特別会計、企業会計も上記のことを厳守するものとする。

特別会計においては、一般会計からの繰入金を要求するときにおいて、**会計の赤字額をより鮮明にするため、**

予算要求書の歳入繰入金項目の要求内容説明欄に繰出基準で算定した繰入金と繰出基準以外の経費を分けて見積もること。

【一般的事項】

各会計においては使用料などの収入の確保を図り収支の均衡を図ること。

起債事業を実施する会計においては、熟慮して予算要求を行うこと。

医療介護給付費等においても、伸び率等勘案して編成すること。

その他

予算が絡む事業変更または突発的事項等については、多額な財源の確保も必要になる可能性があるため、調整会議にかけ担当課だけの判断をしない。